

第 3 号議案 定款変更の件

変更理由

1. 第 12 条 代表理事を複数名にする為、理事長を代表理事に変更し、代表理事最大 3 名とする。副理事長を副代表理事に変更し、副代表理事最大 5 名とする。
2. 第 7 条、第 9 条、第 18 条、第 21 条、第 22 条、第 30 条、第 32 条、第 35 条、第 38 条、第 45 条、理事長を代表理事に変更する。
3. 第 13 条、第 31 条、理事長を代表理事に変更、副理事長を副代表理事に変更する。

改 定 案	現 行 条 文
(入 会)	(入 会)
<p>第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。</p> <p>2 会員として入会しようとするものは、<u>代表理事</u>が別に定める入会申込書により、<u>代表理事</u>に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り入会を認めるものとする。</p> <p>3 <u>代表理事</u>は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体にその旨を通知しなければならない。</p>	<p>第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。</p> <p>2 会員として入会しようとするものは、<u>理事長</u>が別に定める入会申込書により、<u>理事長</u>に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り入会を認めるものとする。</p> <p>3 <u>理事長</u>は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体にその旨を通知しなければならない。</p>
(退会及び会員資格の喪失)	(退会及び会員資格の喪失)
<p>第9条 会員は、退会届を<u>代表理事</u>に提出して、任意に退会することが出来る。</p> <p>2 会員の資格は、会費納入年の事業年度末までとする。</p> <p>3 会員が次条により除名された場合のほか、次の事由によりその資格を喪失する。</p> <p>(1) 退会届を受領したとき。</p> <p>(2) 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。</p>	<p>第9条 会員は、退会届を<u>理事長</u>に提出して、任意に退会することが出来る。</p> <p>2 会員の資格は、会費納入年の事業年度末までとする。</p> <p>3 会員が次条により除名された場合のほか、次の事由によりその資格を喪失する。</p> <p>(1) 退会届を受領したとき。</p> <p>(2) 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。</p>
(役員を選任)	(役員を選任)
<p>第12条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。</p> <p>2 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。</p> <p>3 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。</p> <p>(1) <u>代表理事1人以上3人以内</u></p> <p>(2) <u>副代表理事1人以上5人以内</u></p> <p>(3) 常任理事3人以上10人以内</p> <p>4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。</p>	<p>第12条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。</p> <p>2 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。</p> <p>3 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。</p> <p>(1) <u>理事長1人</u></p> <p>(2) <u>副理事長1人以上7人以内</u></p> <p>(3) 常任理事3人以上10人以内</p> <p>4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。</p>

<p style="text-align: center;">(役員の職務)</p> <p>第13条 <u>代表理事</u>は、この法人を代表し、その業務を統括する。</p> <p>2 <u>代表理事</u>以外の理事は、法人業務について、この法人を代表しない。</p> <p>3 <u>副代表理事</u>は、<u>代表理事</u>を補佐し、<u>代表理事</u>に事故あるとき又は<u>代表理事</u>が欠けたときは、<u>代表理事</u>があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。</p> <p>4 常任理事は、<u>代表理事</u>及び<u>副代表理事</u>を補佐する。</p> <p>5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。</p> <p>6 監事は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1)理事の業務執行の状況を監査する。</p> <p>(2)この法人の財産の状況を監査する。</p> <p>(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令 若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告する。</p> <p>(4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。</p> <p>(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求する。</p>	<p style="text-align: center;">(役員の職務)</p> <p>第13条 <u>理事長</u>は、この法人を代表し、その業務を統括する。</p> <p>2 <u>理事長</u>以外の理事は、法人業務について、この法人を代表しない。</p> <p>3 <u>副理事長</u>は、<u>理事長</u>を補佐し、<u>理事長</u>に事故あるとき又は<u>理事長</u>が欠けたときは、<u>理事長</u>があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。</p> <p>4 常任理事は、<u>理事長</u>及び<u>副理事長</u>を補佐する。</p> <p>5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。</p> <p>6 監事は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1)理事の業務執行の状況を監査する。</p> <p>(2)この法人の財産の状況を監査する。</p> <p>(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令 若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告する。</p> <p>(4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。</p> <p>(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求する。</p>
<p style="text-align: center;">(職員)</p> <p>第18条 この法人に、事務局長その他職員を置く。</p> <p>2 職員は<u>代表理事</u>が任免する。</p>	<p style="text-align: center;">(職員)</p> <p>第18条 この法人に、事務局長その他職員を置く。</p> <p>2 職員は<u>理事長</u>が任免する。</p>
<p style="text-align: center;">(総会の権能)</p> <p>第21条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1)定款の変更</p> <p>(2)解散</p> <p>(3)合併</p> <p>(4)事業報告及び活動決算の承認</p> <p>(5)役員を選任又は解任、職務及び報酬</p> <p>(6)正会員、賛助会員の会費の額</p> <p>(7)その他運営に関する重要事項</p> <p>2 <u>代表理事</u>は、以下の事項について総会に報告する。</p> <p>(1) 事業計画及び活動予算並びにその変更</p> <p>(2) その他理事会において重要であると認め報告すべき事項</p>	<p style="text-align: center;">(総会の権能)</p> <p>第21条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1)定款の変更</p> <p>(2)解散</p> <p>(3)合併</p> <p>(4)事業報告及び活動決算の承認</p> <p>(5)役員を選任又は解任、職務及び報酬</p> <p>(6)正会員、賛助会員の会費の額</p> <p>(7)その他運営に関する重要事項</p> <p>2 <u>理事長</u>は、以下の事項について総会に報告する。</p> <p>(1) 事業計画及び活動予算並びにその変更</p> <p>(2) その他理事会において重要であると認め報告すべき事項</p>
<p style="text-align: center;">(総会の招集)</p> <p>第23条 総会は、第22条第2項第3号の場合を除き、<u>代表理事</u>が招集する。</p> <p>2 <u>代表理事</u>は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">(総会の招集)</p> <p>第23条 総会は、第22条第2項第3号の場合を除き、<u>理事長</u>が招集する。</p> <p>2 <u>理事長</u>は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p>

<p style="text-align: center;">(理事会の開催)</p> <p>第30条 <u>代表理事</u>が必要と認めたとときに招集する。</p> <p>2 理事現在数の過半数以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、<u>代表理事</u>は速やかに招集しなければならない。</p> <p>3 第13条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、<u>代表理事</u>は速やかに招集しなければならない。</p> <p>4 <u>代表理事</u>が理事会を招集するときは会議に付議すべき事項並びに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示して開催日の5日前までに理事に対し、文書をもって通知しなければならない。</p> <p>但し、全理事の出席と同意があるときは、この招集の手続きを経ずして直ちに開催することができる。</p>	<p style="text-align: center;">(理事会の開催)</p> <p>第30条 <u>理事長</u>が必要と認めたとときに招集する。</p> <p>2 理事現在数の過半数以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、<u>理事長</u>は速やかに招集しなければならない。</p> <p>3 第13条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、<u>理事長</u>は速やかに招集しなければならない。</p> <p>4 <u>理事長</u>が理事会を招集するときは会議に付議すべき事項並びに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示して開催日の5日前までに理事に対し、文書をもって通知しなければならない。</p> <p>但し、全理事の出席と同意があるときは、この招集の手続きを経ずして直ちに開催することができる。</p>
<p style="text-align: center;">(理事会の議事)</p> <p>第31条 理事会の議長は、<u>代表理事</u>がこれにあたる。但し、<u>代表理事</u>に支障があるときは、<u>代表理事</u>の指名する<u>副代表理事</u>又は理事がこれに当たる。</p> <p>2 理事会においては、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。</p> <p>3 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除く他、理事現在数の過半数をもって決する。</p> <p>4 理事会の議事については、議長において議事録を作成し、議長及びその会議に出席した理事の中から選任された議事録署名人1人が署名押印する。</p>	<p style="text-align: center;">(理事会の議事)</p> <p>第31条 理事会の議長は、<u>理事長</u>がこれにあたる。但し、<u>理事長</u>に支障があるときは、<u>理事長</u>の指名する<u>副理事長</u>又は理事がこれに当たる。</p> <p>2 理事会においては、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。</p> <p>3 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除く他、理事現在数の過半数をもって決する。</p> <p>4 理事会の議事については、議長において議事録を作成し、議長及びその会議に出席した理事の中から選任された議事録署名人1人が署名押印する。</p>
<p style="text-align: center;">(顧問)</p> <p>第32条 この法人に顧問を置くことができる。</p> <p>2 顧問は、<u>代表理事</u>がこれを任免し、理事会の承認を受ける。</p> <p>3 顧問は、役員を兼ねることが出来ない。</p> <p>4 顧問は、この法人の経営全般に関して、より広い観点から助言を行うことができる。</p>	<p style="text-align: center;">(顧問)</p> <p>第32条 この法人に顧問を置くことができる。</p> <p>2 顧問は、<u>理事長</u>がこれを任免し、理事会の承認を受ける。</p> <p>3 顧問は、役員を兼ねることが出来ない。</p> <p>4 顧問は、この法人の経営全般に関して、より広い観点から助言を行うことができる。</p>
<p style="text-align: center;">(資産の管理)</p> <p>第35条 この法人の資産は、理事会の議決を経て、<u>代表理事</u>が管理する。</p> <p>2 この法人の経費は、資産をもって支弁する。</p>	<p style="text-align: center;">(資産の管理)</p> <p>第35条 この法人の資産は、理事会の議決を経て、<u>理事長</u>が管理する。</p> <p>2 この法人の経費は、資産をもって支弁する。</p>
<p style="text-align: center;">(事業計画及び予算等)</p> <p>第38条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事会で決定の上、総会に報告する。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>2 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は毎事業年度終了後、3ヶ月以内に<u>代表理事</u>が作成し、監事の監査を受け総会の承認を得なければならない。</p> <p>3 会計の決算上、剰余金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとし構成員に分配してはならない。</p>	<p style="text-align: center;">(事業計画及び予算等)</p> <p>第38条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事会で決定の上、総会に報告する。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>2 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は毎事業年度終了後、3ヶ月以内に<u>理事長</u>が作成し、監事の監査を受け総会の承認を得なければならない。</p> <p>3 会計の決算上、剰余金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとし構成員に分配してはならない。</p>
<p style="text-align: center;">(委任)</p> <p>第45条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て<u>代表理事</u>が別に定める。</p>	<p style="text-align: center;">(委任)</p> <p>第45条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て<u>理事長</u>が別に定める。</p>